

後見・死後事務・遺言手続のご案内

司法書士中村謙司事務所

次のイ～ホのすべてに当てはまる方（おおむね70歳以上の方）にお勧めします

※すでに判断能力が低下している方はご利用できません。

- イ 終活を始めようとしている、または、すでに始めている
- ロ ものごとの判断が難しくなった場合に備えて、あらかじめ、金銭や住宅の管理などの重要な事柄について自分の代わりに判断してもらう人を決めておきたい
- ハ 死後のことを頼める身内がない、または、身内に死後のことを頼みたくない
- ニ 自分の火葬、納骨を役所任せにしたくない
- ホ 遺された財産の配分方法に関して、正式な遺言を残しておきたい

上記イ～ホのすべてに当てはまる依頼者に対し、次の(1)～(4)の契約等により、老後の生活、療養看護及び財産の管理と遺産の処分に関する事務を行うセットプランです。

- (1) 委任契約（判断能力はあるが体力の低下があった場合に備えます）
- (2) 任意後見契約（判断能力の低下に備えます）
- (3) 死後事務委任契約（葬儀や火葬、納骨などの実施を託します）
- (4) 遺言作成・遺言執行（死後の財産処分に関することを託します）

費用と報酬の目安

初期費用

60万円（司法書士報酬、公証人手数料等）

* 相談のみで終わる場合、相談料は1回1万円（2時間まで。初回無料）

継続的費用

日常的な事務 月額3万円～（管理対象財産額による）

後見開始時の費用 20万円（司法書士報酬、診断書料金等）

後見開始以降 月額3万円～（管理対象財産額による）

※ 任意後見監督人に対する報酬は、裁判所が定めた額になります

死後事務

空家管理 有：70万円 無：50万円

遺言執行

20万円～（執行対象財産額による）

※ 前受金……契約の段階で、300万円程度を事前にお預けいただいております
（ただし、葬儀費用予算100万円の場合）

- ◆ このサービスの提供は、業務の性質上、近隣地域（銭函地区及び星置地区）の住民を対象とさせていただきます。また、ご契約いただける人数には限りがございます。
- ◆ ご相談をいただいてから正式な契約まで、おおむね2か月を要する場合があります。
- ◆ このサービスのご利用に伴い提供を受けた情報は、契約をした目的を達するのに必要な範囲内で使用するとともに、取引金融機関等の関係業者、協力事業者及び業務提携先に提供させていただきます。

§ ご挨拶 & 自己紹介 §

昭和45年(1970年)生まれ。地方銀行勤務を経て、平成13年(2001年)、地元銭函地区にて司法書士業務を開始。令和4年(2022年)、行政書士登録。

開業以来、成年後見や財産管理に関する業務（主に裁判所の委嘱によるもの）に力を入れてまいりました。様々な境遇にある方々の生活、療養看護及び財産の管理にまつわる実務を経験する中で、身寄りのない方、身内をたよれない方にとって、老後や死後の事務手続は切実な心配事である一方、法律事務の専門家によるサービス提供は必ずしも十分ではないと感じてきました。

人間関係や親族との交流が希薄な時代になりつつあり、自分が死亡した後の火葬や納骨といった手続を、いったい誰が担ってくれるのか不安に感じられている方は少なくないのではないのでしょうか。

親しい友人やご近所の方に、色々なお願いをしておこうという方もおられるかと思いますが、たとえば死亡届ひとつをとっても、誰でもできるわけではなく、役所が届出を受理できる人は、戸籍法が定める範囲に限られています。つまり、手続に協力してくれる親族がいない場合、家主や地主、土地または家屋の管理人（施設長や病院長）や後見人、任意後見受任者など法律で定められた立場の人が届出を行う必要があります。

また、火葬や納骨を執り行う人がいない場合は、法律により市町村の対応となりますが、その場合、身元不明遺体（行旅中死亡シ引取者ナキ者）に類似の扱いを受けることになり（警察の取調べがあるかないかの程度）、たとえ本人にお金が残されていても、祭壇を設けて行う一般的な葬送の儀式を執り行うことは不可能なのが現実です。

これまで、なに一つ備えをしてこなかった方々のケースを相当数取り扱ってきましたので、法的な備えを普及させることが急務と感じているところです。ご自身の老後や死後のことを身内以外の誰かに託したいとの希望をお持ちの方は、どうぞお早めの相談をご検討ください。